

新特別支援学校整備事業へのご寄附に関する Q&A

Q1 寄附金は一括で支払わなければならないか。分割納付は可能か。

A1 一括でのご寄附を想定しておりますが、企業様のご都合で分割納付を希望される場合は、「寄附申出書」を提出した年度から数えて最長5年度以内での分割納付が可能です。ただし、初年度については、ご寄附予定額を分割希望年度数で除した金額以上でご入金いただくことを条件とします。

(例1：500万円を5年度で支払う場合⇒初年度に100万円以上のご入金が必要)

(例2：700万円を3年度で支払う場合⇒初年度に233万3,334円以上のご入金が必要)

Q2 分割納付をする場合、寄附に対する御礼はどうなるか。

A2 ご寄附への御礼は、「寄附申出書」に記載いただいた寄附総額に応じます。分割納付の場合は、初年度のご入金の確認をもってご寄附に対する御礼の付与を確定します。ただし、計画した分割年数内にすべてのご入金の確認できなかった場合、確定した御礼の内容は取り消し（又は変更）とさせていただきますので、予めご了承ください。

(例：スクールバスに記載した企業名を消去)

Q3 企業版ふるさと納税等の寄附控除は分割納付の場合も受けられるのか。

A3 ご入金をいただく都度、受領証を発行しますので、1年ごとに寄附控除を申請いただくことが可能です。ただし、企業版ふるさと納税については、現時点で国の制度が令和6年度までの寄附を対象としておりますのでご注意ください。

Q4 スクールバスや銘板には、企業名以外の文言等も記載できるのか。

A4 原則、市が指定するフォントで企業名のみ記載とします。それ以外の記載について申し出があった場合は、市で協議の上、決定させていただきます。